

つくば市立学校施設開放規則

平成4年3月17日
教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市における社会体育の振興を図るため、つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校施設及び設備を学校教育に支障のない範囲で定期的・継続的に、市民の使用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用施設等)

第2条 学校施設の開放に供する施設は、市立学校の屋外体育施設及び屋内体育施設並びに附帯する設備及び備品（以下「施設等」という。）とする。

(使用時間)

第3条 前条に規定する施設等の使用時間は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(使用対象者)

第4条 学校施設の開放の対象は、つくば市に在住又は在勤する者であって、教育委員会に登録した10人以上の団体とする。

(使用責任者)

第5条 施設等の開放を適切に行うために、施設等を使用しようとする者は、使用責任者を置かなければならない。

2 使用責任者は、20歳以上の者でなければならない。

3 使用責任者は、教育委員会の指示を受け、施設等の保全及び使用者の安全確保並びに使用者の危険防止の指導に当たるものとする。

(使用の申請)

第6条 施設等を使用しようとする者は、使用しようとする日の1月前までにつくば市学校施設使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 教育委員会は、使用の許可をするときは、つくば市学校施設使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項により使用の許可をするときは、当該許可に係る施設等に関し、あらかじめ当該許可に係る施設等を管理する学校長の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

4 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、次に掲げる書類等の提示を求めることができる。

(1) 施設等を使用しようとする者の氏名、住所等が確認できる書面

(2) スポーツ安全保険加入申込書の写し、又はそれに代わるもの

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、施設等の使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設などを損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用の取消し)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当した場合は、使用許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、使用許可の取消し又は行為の中止によって申請者が損害を受けても、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状を回復しなければならない。

2 前条の規定により施設等の使用許可の取消し又は行為の中止を命ぜられた場合も同様とする。

(使用者の賠償責任)

第11条 使用者は、施設等を故意又は過失によって破損若しくは忘失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(略)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

施設区分	使用日	使用時間	
		4月から10月まで	1月から3月まで及び 11月から12月まで
屋外体育 施設	学校休業日	5時から19時まで	7時から17時まで
	学校休業日以外の日	5時から7時まで及び 17時から19時まで	6時から7時まで
屋内体育 施設	学校休業日	6時から22時まで	7時から22時まで
	学校休業日以外の日	5時から7時まで及び 17時から22時まで	6時から7時まで及び 17時から22時まで